

第 8 4 号議案

府中市議会議員及び府中市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の一部改正に伴い、所要の改正
を行うものであります。

府中市議会議員及び府中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

府中市議会議員及び府中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年6月府中市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 府中市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申込みに基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。	（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 府中市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申込みに基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 府中市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申込みに基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 府中市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申込みに基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の府中市議会議員及び府中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される府中市議会議員及び府中市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された府中市議会議員及び府中市長の選挙については、なお従前の例による。